

政策誘導型リフォームの概要

政策誘導型リフォームは、機構が特に推奨するより質の高い住宅にするためのリフォームで、次の ~ のいずれかの工事を行うものをいいます。

工事の詳しい内容については、「融資のご案内」に同封されている住宅改良工事適合証明書の該当する工事の付表をご覧ください。

[長寿社会対応住宅工事](#)(バリアフリー住宅工事、高齢者等対応設備設置工事)

[環境共生住宅工事](#)(断熱構造化工事、省エネルギー型設備設置工事、シックハウス対策工事)

[長期耐用住宅工事](#)(長期耐用改修工事、積雪地対応住宅工事)

長寿社会対応住宅工事

あらゆる年齢の健常者にとって安全であるとともに、高齢化などに伴い身体機能が低下した場合でも支障なく、自立した生活が営めるように以下のいずれかの工事を行った場合に対象となります。

バリアフリー住宅工事

基準金利適用工事の「バリアフリー住宅工事」と同じです。

高齢者等対応設備設置工事

次の ~ のいずれかの工事を行うこと。

ホームエレベーターを設置する工事

天井面にレールを固定した移動用リフトを設置する工事

階段昇降機を設置する工事

いす座・車いす対応型キッチンを設置する工事

高齢者・身体障害者専用のトイレ及び洗面所を設置し、浴室には高齢者・身体障害者用の手すり、すべり止めを設置する工事

火災警報機・住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消化装置及び通報装置を設置する工事

環境共生住宅工事

地球温暖化を抑制するため、温室効果ガスの削減に寄与する以下のいずれかの工事を行った場合に対象となります。

断熱構造化工事

基準金利適用工事の「省エネルギー住宅工事」と同じです。ただし、、 地域における開口部は、 地域の基準に適合することが必要です。

省エネルギー型設備設置工事

次の ~ のいずれかの工事を行うこと。

機構確認番号のある暖冷房設備（または暖房設備）及び給湯設備で、各々次のいずれかの機能のあるものを設置する工事

〔暖冷房設備〕

ア 2以上の居室等の暖冷房機能

イ 4以上の居室等の暖房機能

ウ 10㎡以上の床暖房パネルによる居住室の暖房機能

〔給湯設備〕

浴室、炊事室、洗面所等への給湯機能（浴槽内の湯の追炊等機能付き）

(注) 太陽熱利用給湯設備の場合、追炊等機能は不要

機構確認番号のある太陽光発電システムを設置する工事

機構確認番号のあるパッシブソーラーシステムとする工事

シックハウス対策工事

次の ~ までに掲げる要件のいずれかの工事を行い、リフォーム後の住宅が次の ~ までに掲げる要件のすべてに適合すること。

建築基準法の室内の内装仕上げの規定に適合していること

(例：ホルムアルデヒドの発散が少ない材料 [F など] の使用など)

建築基準法の換気設備の基準に適合する機械換気設備を設置していること

建築基準法の規定に適合する天井裏等からホルムアルデヒドを居室に発散させないための措置を講じていること

(例：気密（隙間をなくす）工事の実施や通気止めの措置など)

(注) 増改築部分のみならず、既存部分も含めた住宅全体でリフォーム後の基準に適合することが必要となります。(建築基準法も同様の扱いをしています。)

長期耐用住宅工事

長期間にわたり居住できるように以下のいずれかの工事を行った場合に対象となります。

長期耐用改修工事

(1) 耐久性向上工事

次の ~ のいずれかの部位について指定された工事を行った場合に対象となります。

基礎、土台

屋根、壁

床

柱、はり(木造軸組工法または在来鉄骨造に限る。)

給水管、配水管

(2) 耐震改修工事

耐震改修工事(耐震改修または耐震補強)を行った場合に対象となります。

積雪地対応住宅工事

次の ~ のいずれかに該当する住宅となる工事を行うこと。

屋根に電熱、温水、温風、ヒートパイプ等による融雪装置を設置する工事

勾配を大きくした屋根を平滑な材料で葺き、屋根に雪を堆積させず自然に落下させる構造とする工事

雪が自然に解けて消失するまでの間、屋根に堆積した雪をそのまま載せておくことが可能な構造とする工事